

資料 2

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会
業務及び財務等審議専門部会(第 35 回)H26. 7. 29

財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認スケジュール（案）

	財務諸表の承認	剰余金の繰越承認
6 月 末	● 各法人から財務諸表の提出	
7 月初旬	・ 事務局における確認	・ 事務局における確認
7 月 2 9 日	○ 国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会 ＜財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認に対する意見聴取＞	
9 月上旬	● 財務諸表の承認	○財務省協議
(時期未定)		○財務省協議終了 ● 剰余金繰越承認

（注）財務諸表の承認は、財政当局との協議事項とはされていないが、剰余金の繰越承認は、協議事項とされているため、大臣承認は当該協議が整い次第となる。